日本色彩学会研究会大会発表者各位

投稿記事に使用する図及び写真等に関する確認書提出のお願い

2025年9月1日

一般社団法人日本色彩学会　令和7年度研究会大会実行委員長

一般社団法人日本色彩学会　学会誌編集委員会編集委員長

川澄未来子

一般社団法人日本色彩学会　論文誌編集委員会

編集委員長　坂本隆

当研究会大会へのご発表を申し込み頂きありがとうございます．発表に際し，カメラレディ原稿とアブストラクト（500字以内）を，別紙執筆要領に従ってご作成いただきます．カメラレディ原稿は研究会大会発表予稿集に掲載し，大会参加者に配布されます．また，アブストラクトは学会誌「色彩学」に掲載され，学会ホームページで公開されます．

カメラレディ原稿とアブストラクトの著作権等に関して，執筆者および発表者にご注意頂きたい事項がございます．下記注意事項の遵守をご了解頂ける場合には，投稿記事に使用する図及び写真等に関する確認書を，カメラレディ原稿とアブストラクトと共に事務局へご提出頂きたく，ご依頼申し上げます．

投稿記事に使用する図及び写真等に関する確認書をご提出頂く背景について，ご説明致します．

昨今，大会論文等に使用される写真や図に関して，下記事例のように著作権や肖像権等の問題が生じているケースが出てきております．場合によっては記事が公表できなくなったり，取り下げとなったりする可能性や，法的な問題に発展する可能性もございます．

発表者各位においては，図や写真の使用については平素より細心の注意を払っていただいていると拝察いたしますが，ご寄稿に関しても改めて確認をしていただくために，添付の確認書の提出をお願いいたします（エクセルファイル名「図等に関する確認書.xlsx」に年月日とお名前をご記入頂き， PDFで保存するか，または印刷をした後に，PDFファイルをご提出下さい）．また，論文誌編集委員会によって組織される審査SCで確認の上，問題がある場合には，原稿の修正をお願いする場合がございます．

　何卒，ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます．

記

1. 大会予稿（カメラレディ原稿）とアブストラクトを含め，本学会に投稿された論文等の著作権および編集出版権は，ともに日本色彩学会に帰属します．（日本色彩学会論文投稿規程第７条参照）．ただし，著作者自身がこれらの権利を利用する場合には制約を受けません．
2. 大会予稿（カメラレディ原稿）とアブストラクトを含め，本学会に投稿された論文等に，他者や他の組織が著作権等を有する写真，図表，文章などを掲載する場合や，他人の顔を撮影した写真などを掲載する場合は，許諾を得るなどして，著作権や肖像権等の侵害に当たらないように注意して下さい．また学術目的での参照や引用であっても，適切な参照や引用をして下さい．特に以下のケースが多く見かけられますので，ご注意下さい：

* 他人の著作物（図，写真，絵画，彫刻，建造物等）を無断で掲載する，等
* 他人の著作物（図，写真，絵画，彫刻，建造物等）を改変して掲載する，等
* 他人の顔を撮影した写真を，本人の許諾なく掲載する，等
* 会社，組織，他人のWebサイトから，写真や文章などを許諾なく転載して掲載する，等
* 他人の著作物を引用する際に，引用が明確でない，あるいは引用元を改変して，あたかも自分の著作物であるかのように掲載する，等

1. 大会アブストラクトや予稿を含め，本学会に投稿された論文の記述が，名誉毀損や，他者の論文からの剽窃（盗用や不適切な引用）に当たらないように注意して下さい．
2. 著作者が本学会に投稿された自身の論文を引用したり，再配布したりする場合，引用や再配布に関する制約はありません．また著作者が投稿された論文を再構成して，あるいは論文の内容の一部を利用して，学術誌，国際会議，研究会の論文等として再投稿することもできます．ただし可能な限り，本学会に投稿された元の論文を，参考文献に記載する等の手段により，明示してください．

以上

【参考情報】著作権等に関する侵害と各種情報については，以下をご参照下さい．

**侵害等に関する事例：**

・他人が創作した図を無断でそのまま使用．【複製権侵害】

・他人が創作した図を無断で改変して使用．【翻案権侵害／著作者人格権侵害】

・他人が撮影した写真を無断でそのまま使用．【複製権侵害】

・有料で購入した写真を，無断で改変して使用．【翻案権侵害／著作者人格権侵害】

・他人の顔を撮影した写真を無断で使用．【肖像権侵害】

・キャラクターを撮影した写真を無断で使用【複製権侵害】

・屋内に設置されている現代彫刻／美術建造物を撮影した写真を無断で使用．【複製権侵害】

・撮影禁止場所で撮影した写真を使用．【債務不履行／不法行為】　など

**著作権についての情報提供サイト**

・公益社団法人著作権分析センター

https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html

・文化庁

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\_jiyu.html

**著作物の保護期間，及び保護期間の延長について**

・文化庁

著作者の権利の発生及び保護期間について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/hogokikan.html

著作物等の保護期間の延長に関するQ&A

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo\_chosakuken/1411890.html

* 文化庁の「外国人の著作物」の保護期間について，「戦時加算期間」にご留意下さい．

当該により「TPP11」発効以前の保護期間終了とならず，著作権保護期間が70年に

延長されている場合があります．

・日本図書館協会

著作権の保護期間の延長について

http://www.jla.or.jp/committees/chosaku//tabid/793/Default.aspx